

警備業におけるはしご等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
3	17~18	2階建て住宅の2階窓ひさし部が一部雪の重みでこわれ、その上の雪を下ろそうと脚立にのぼり下ろしていたところ、雪と共に脚立から地面に落下し、腰を強打した。	69	10~29
5	23~24	館内2階の宴会場で室内ダウンライト機具の球切れ交換作業をしていた。1.7mの高さの脚立の天板に乗って作業してしまったため体が振れて落下し、倒れた脚立で左足脛を裂傷した。	65	1~9
7	20~21	契約先の巡回中、約5m上にある窓が閉まっていたため閉めようと脚立を使い、その後、壁面から出ているパイプ等に足を掛け登っていたところ、足を踏み外して3~4mの高さから転落し、背中と右肘を強打した。その後、右肘が動かせなくなり、救急車を呼び、病院に向かった。	65	500~999
7	11~12	警報器の取り付け作業中、シャッターの内部に配線するため、脚立の3段目に乗って、シャッターカバーを外していたとき、勢い余ってバランスを崩し、後ろ向きに転落した。その際、後頭部を床に打ちつけ負傷した。	35	10~29
10	8~9	シーサイド喫煙所テントの幕を設置中、脚立（5段）から落下し、左足で強く地面を踏みつけた後に転倒する。激痛で動けないため救急要請する。	46	10~29
11	4~5	第2待機室の仮眠用2段ベッド（上段）で仮眠し起床した際、2段ベッドの梯子から足を踏み外して床面に落下した。右肩を強打し、右肩関節を脱臼した。	52	300~499
	16~	空港南ウイング空調機械室（S4）不動洗下測定装置のセンサーの不備に対する処		10

11	17	理 制御BOX（1.7m）の前に脚立（1.5m）を設置し作業していた、脚立上での作業中足を滑らせ飛び降りた、その際右足かかとを地面についてしまい骨折した。	49	～ 29
12	6~7	被災者は、工場の守衛所にて、常駐警備員として夜間および日祝祭日に勤務している隊員である。就労中、プレス工場作業員が退出したため、施錠確認を実施しようとして守衛所を出る際に、15cm程の高さの木製踏み台を使用したところ、踏み台が突然割れ、前のめりに倒れこんだ。その際に顔面右を強打し、左足を強く捻った。	70	～ 99
12	10~11	化粧品売場の販売店舗カウンター内で、化粧品のポスターを新しい物と貼り換え作業中に、高さ1.2m程の脚立からバランスを崩して落下し、右足だけで着地し、右足裏の踵の骨を折った。	47	～ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html